

テーマ4 暮らしの再建と復興に向けた準備に取り組む〔復興のためにすべきこと〕

担当分担表①

番号	計画	統括部	企画振興部	総務部
4-1-1	罹災証明書の交付(P287)	●		●
4-1-2	被災者台帳の作成(P293)	●		
4-1-3	ボランティア活動対策(P296)			
4-1-4	学校・幼稚園の再開(P301)			
4-1-5	保育の再開(P306)			
4-1-6	住宅の再建(P309)			
4-1-7	義援金等の受入・配分(P313)			
4-1-8	被災者生活再建支援制度の適用(P314)			
4-1-9	生活資金等の支給・融資(P317)			
4-1-10	早期再建のための相談窓口の設置(P321)			
4-1-11	中小企業等の再建支援(P322)			
4-2-1	激甚災害の指定(P324)	●	○	○
4-2-2	復興体制の構築と復興計画の策定(P326)	●	○	○
4-2-3	復興事業の実施(P328)	●	○	○

担当分担表②

番号	計画	環境生活部	健康福祉部	産業文化部
4-1-1	罹災証明書の交付(P287)			
4-1-2	被災者台帳の作成(P293)			
4-1-3	ボランティア活動対策(P296)		●	
4-1-4	学校・幼稚園の再開(P301)		●	
4-1-5	保育の再開(P306)		●	
4-1-6	住宅の再建(P309)		●	
4-1-7	義援金等の受入・配分(P313)		●	
4-1-8	被災者生活再建支援制度の適用(P314)		●	
4-1-9	生活資金等の支給・融資(P317)		●	
4-1-10	早期再建のための相談窓口の設置(P321)	●	●	●
4-1-11	中小企業等の再建支援(P322)			●
4-2-1	激甚災害の指定(P324)	○	○	○
4-2-2	復興体制の構築と復興計画の策定(P326)	○	○	○
4-2-3	復興事業の実施(P328)	○	○	○

※●：取り組み主体、○：その他関係部署

ビジョン編

行動計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

テーマ4
復興

第3章

第4章

第5章

テーマ4
暮らしの再建と復興に向けた準備に取り組む〔復興のためにすべきこと〕
担当分担表

《行動計画編》

第2章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

テーマ4 暮らしの再建と復興に向けた準備に取り組む〔復興のためにすべきこと〕

ビジョン
編

行動
計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

テーマ4
復興

第3章

第4章

第5章

テーマ4
暮らしの再建と復興に向けた準備に取り組む〔復興のためにすべきこと〕
担当分担保表

担当分担保表③

番号	計画	建設部	上下水道部	消防部
4-1-1	罹災証明書の交付(P287)			
4-1-2	被災者台帳の作成(P293)			
4-1-3	ボランティア活動対策(P296)			
4-1-4	学校・幼稚園の再開(P301)			
4-1-5	保育の再開(P306)			
4-1-6	住宅の再建(P309)	●		
4-1-7	義援金等の受入・配分(P313)			
4-1-8	被災者生活再建支援制度の適用(P314)			
4-1-9	生活資金等の支給・融資(P317)			
4-1-10	早期再建のための相談窓口の設置(P321)			
4-1-11	中小企業等の再建支援(P322)			
4-2-1	激甚災害の指定(P324)	○	○	○
4-2-2	復興体制の構築と復興計画の策定(P326)	○	○	○
4-2-3	復興事業の実施(P328)	○	○	○

担当分担保表④

番号	計画	教育部	市民病院 事務部
4-1-1	罹災証明書の交付(P287)		
4-1-2	被災者台帳の作成(P293)		
4-1-3	ボランティア活動対策(P296)		
4-1-4	学校・幼稚園の再開(P301)	●	
4-1-5	保育の再開(P306)		
4-1-6	住宅の再建(P309)		
4-1-7	義援金等の受入・配分(P313)		
4-1-8	被災者生活再建支援制度の適用(P314)		
4-1-9	生活資金等の支給・融資(P317)		
4-1-10	早期再建のための相談窓口の設置(P321)		
4-1-11	中小企業等の再建支援(P322)		
4-2-1	激甚災害の指定(P324)	○	○
4-2-2	復興体制の構築と復興計画の策定(P326)	○	○
4-2-3	復興事業の実施(P328)	○	○

※●：取り組み主体、○：その他関係部署

担当分担表⑤

番号	計画	関係機関	自助	共助
4-1-1	罹災証明書の交付(P287)		●	●
4-1-2	被災者台帳の作成(P293)			
4-1-3	ボランティア活動対策(P296)	三重県, 社会福祉協議会		●
4-1-4	学校・幼稚園の再開(P301)			●
4-1-5	保育の再開(P306)			
4-1-6	住宅の再建(P309)	三重県		
4-1-7	義援金等の受入・配分(P313)	三重県		
4-1-8	被災者生活再建支援制度の適用(P314)	三重県		
4-1-9	生活資金等の支給・融資(P317)			
4-1-10	早期再建のための相談窓口の設置(P321)			
4-1-11	中小企業等の再建支援(P322)			
4-2-1	激甚災害の指定(P324)			
4-2-2	復興体制の構築と復興計画の策定(P326)			
4-2-3	復興事業の実施(P328)			

※●：取り組み主体、○：その他関係部署

施策1 被災者支援と暮らしの再建

4-1-1：罹災証明書の交付

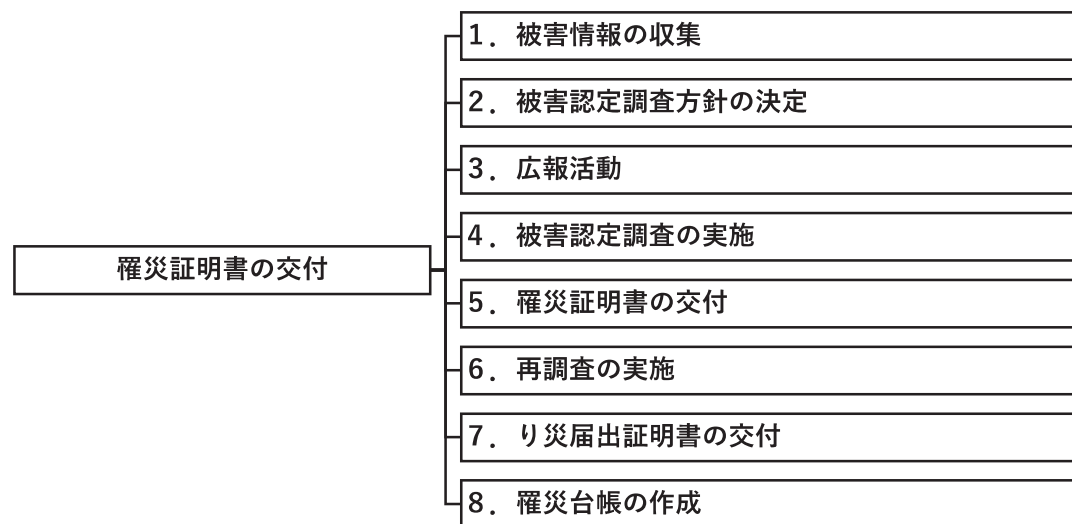
◆活動の取り組み主体

市：統括部，総務部，地区調整本部，管内支部

◆活動の基本方針

- 被害情報を収集し、被害認定調査を実施します。
- 被害認定調査の結果より、罹災証明書の交付を行います。
- 被害認定調査の判定結果や、家屋データ、地番、住民基本台帳等のデータを集約した罹災台帳の作成を行います。

◆活動の項目

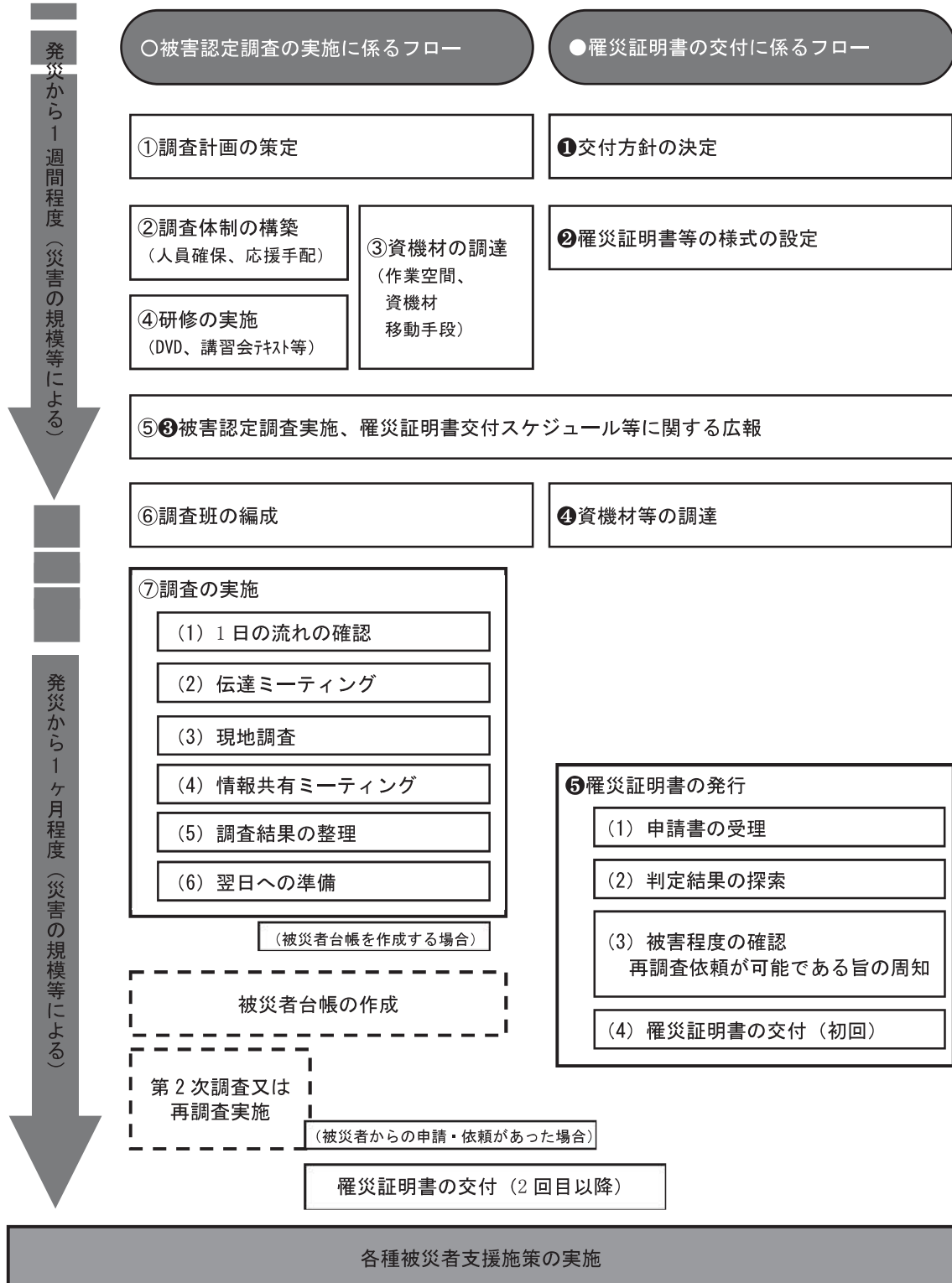


▶ 基本的な考え方

- 罹災証明書とは、災害による被害の程度を証明する書面のことであり、応急仮設住宅の提供や被災者生活再建支援金の支給等、被災者支援策の適用の判断材料として幅広く活用されています。そのため、罹災証明書に記載される住家等被害の調査結果は、その後の被災者支援の内容に大きな影響を与える重要な役割を果たしています。
- 災害対策基本法では住家被害に対する証明が規定されていますが、非住家や家財等の動産等について証明事項とすることについて妨げるものではありません。
- 交付の対象となる災害については災害対策基本法で定義されていますが、災害の規模、被害の程度についての定量的な基準はありません。被災者にとってその生活再建が重要な問題であることは災害の規模と直接関係がないものであるため、被災者からの申請に応じて被害状況の調査を行った上で、罹災証明書または被災届出証明書の交付を行うこととします。

- 罹災証明書は住家等被害を証明する役割を果たす一方で、実際には家財、車両、工作物等の被害を証明する要望も多く、それらは被害認定調査の手法が確立されておらず、立証が困難であることから、別途、り災届出証明書を交付することができます。

◆対応フロー



《行動計画編》

第2章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

テーマ4 暮らしの再建と復興に向けた準備に取り組む〔復興のためにすべきこと〕

ビジョン
編

行動
計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

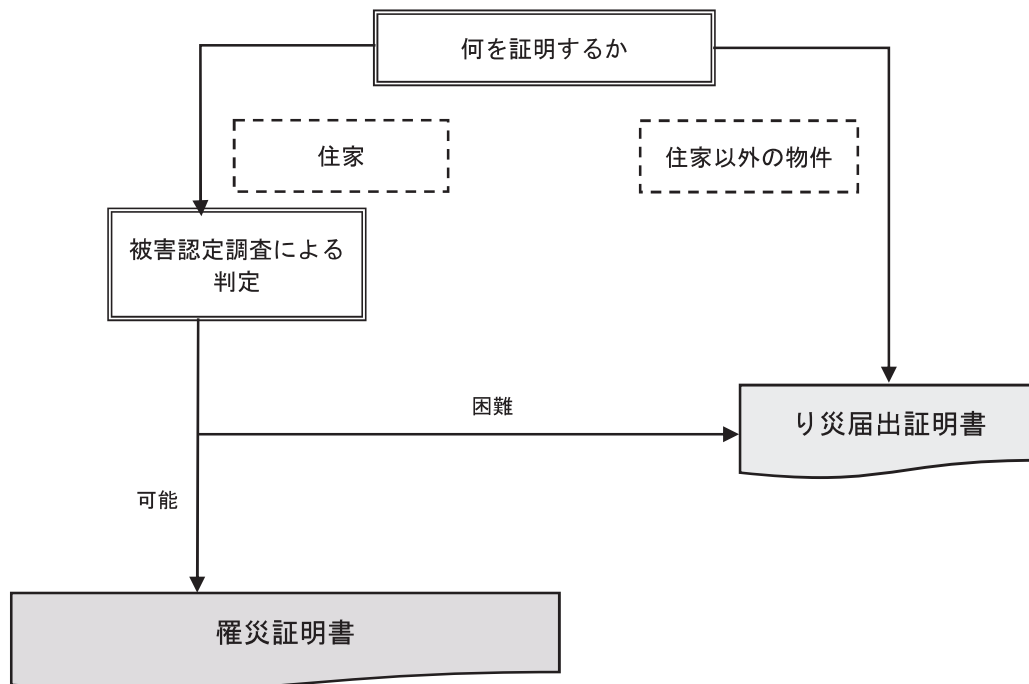
テーマ4
復興

第3章

第4章

第5章

〔参考〕罹災証明書の種類と交付方法



▶ 具体的な取り組み

- 罹災証明書の交付については本計画にその基本的な考え方を定め、別途定める要綱に基づき実施します。

1. 被害情報の収集

- 統括部は情報収集班や地区調整本部、管内支部、消防団等からの情報をもとに、被害エリアの概括的な把握、総務部への情報提供を行います。

2. 被害認定調査方針の決定

- 災害発生後、二次災害等のおそれなくなり次第、総務部及び管内支部調査担当が連携し、被害認定調査を実施します。
- 被害が大きく、調査対象となる住家が多いと推定される場合には、効率的な調査ができるよう、事前に予備調査を行い、調査方針を決定します。また、災害の規模によっては各被災者支援施策に影響する住家の調査・判定を優先して行います。

テーマ4 暮らしの再建と復興に向けた準備に取り組む〔復興のためにすべきこと〕
施策1 被災者支援と暮らしの再建

（1）調査実施計画の作成

- 事前に被害概要を把握する必要がある場合は、地区調整本部や自主防災組織、消防団等が保有する情報をもとに、予備調査を実施します。
- 予備調査をもとに、調査実施計画を作成します。
- 調査実施計画は、調査方針に沿うものとし、国、県、他の被災自治体等との情報共有を行いながら作成します。
- 調査実施計画は、調査方法、調査範囲、調査人員、調査体制、調査期間その他必要な事項を含むこととします。

（2）調査用備品・資機材等の準備

- 調査計画に応じて、調査実施に必要な備品・資機材等を準備します。

（3）調査人員に対する研修

- 庁内人材リスト、協定等を活用し、必要な人員を確保した上で、応援職員等に対し、調査方法等の研修を実施します。

3. 広報活動

- 総務部及び管内支部調査担当、統括部は、罹災証明書交付・被害認定調査等について、速やかにその実施時期や内容等を広報します。
- 罹災証明を必要とする各被災者支援施策の広報が必要な場合は、当該各対策部との連携を図ります。
- 被災建築物応急危険度判定と被害認定調査との違いを被災者に丁寧に説明します。
- 被害認定調査の前に建物の撤去・修繕を行う場合には、被害状況の写真を撮影し、工事にかかる業者の見積りや領収書等と合わせて保管するよう広報します。

4. 被害認定調査の実施

（1）調査本部、管内調査本部の設置

- 災害の規模が大きい等、被害認定調査の状況を一元把握する必要がある場合は、対策本部に調査本部を設置し、判定調査に関する進捗状況の管理、報道提供、広報等を行います。
- 各管内支部は、管内調査本部を設置し、管内の調査の進捗管理や調査本部との連携を図ります。

（2）対策本部未設置時の対応

- 災害対策基本法の趣旨を踏まえ、注意報の発表等、災害の発生する可能性がある場合と推定される場合には、原則として被災届出証明書を交付するものとし、その際

の調査及び交付は防災対策課が行います。ただし、被害の程度によっては総務部にて調査・判定を行い、罹災証明書を交付することもあります。

（3）被害住家等の判定基準

- 罹災証明の根拠となる被害住家の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号通知）」に基づき1棟全体で行います。
- 判定に当たっては、原則として「災害にかかる住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に沿って被害認定調査を行うこととしますが、調査担当部局で作成した「被害状況の行動マニュアル、被害状況の認定基準」を活用します。
- 被害認定調査は、原則として、外観目視調査とし、判定結果に対して、被災者等からの再調査の申請があった場合は、申請者の立会いのもと、内部に立ち入って再調査を行います。ただし、調査量が少ない場合等は、最初から内部立ち入り調査とすることも検討します。

5. 罹災証明書の交付

（1）証明事項

- 市長は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた住家について、罹災程度の証明を行います。

（2）証明書の交付要領

- 総務部及び管内支部調査担当は、罹災証明書の受付・交付窓口を開設します。その準備は、総務部、管内支部調査担当及び統括部が連携して行います。
- 本市内の被災状況によっては、持参または郵送による受付・交付を行います。
- 罹災証明および申立てによる証明については、証明手数料を免除します。
- 交付における細部の運用方法等は別に定めますが、以下を基本的な方針とします。

- 地震等により住家等に被害を受け、その住家等について「罹災証明書」の交付を受けようとする者は、本市へ申請を行わなければならない。
- 罹災証明書の交付は、災害により被害を受けた被災者または同居世帯員を対象とする。ただし、委任状があれば一切の手続を委任することも可能とする。
- 本市は、罹災台帳に基づき、申請者に対して「罹災証明書」を交付するものとする。ただし、罹災証明書は1世帯1枚の交付とし、再交付を可能とする。
- 罹災証明書の交付は原則として災害の発生から3か月以内とするが、相当な事情を有する際には理由書を添付することで交付することができる。震災等の大規模災害において交付に時間を有するときはこの限りではない。なお、この期間が経過しており、被害の程度を調査することが困難な場合にはり災届出証明書を交付することができる。

6. 再調査の実施

- 罹災証明交付後、次のような場合には、被災者等からの申出により再調査を実施します。
 - ① 被災者等が罹災証明の判定結果に不服であった住家等
 - ② 周囲の被災状況により被害認定調査が物理的にできなかった住家等
- 罹災証明の受付窓口とあわせて、再調査の受付窓口を開設します。
- 受付後、被災者等の立会いのもと、再調査を実施します。
- 再調査の結果、被災度判定が変更となった場合は、罹災台帳に反映するとともに、罹災証明書の修正を行います。
- 再調査において、判定の困難なものについては、必要に応じて本部内に判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえ市長が判定します。
- 判定委員会の事務局は、総務部に設置し、委員会は専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等からの3名により構成し、市長が委員を委嘱します。

7. 罹災届出証明書の交付

- 本部長は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により車両や家財等の住家等以外の物件に被害を受けた場合、罹災届出証明書の交付を行います。
- 確認は添付書類により行い、現地確認は行わないものとします。
- 交付は「5. 罹災証明書の交付」に準ずるものとします。

8. 罹災台帳の作成

- 罹災台帳には、被害認定調査による判定結果、家屋データ、地番、住民基本台帳等のデータを集約します。
- 罹災台帳を更新し、統括部へ定期的に報告するものとします。
- 統括部は提出のあった罹災台帳を適切に管理し、被災者支援に活用します。

◆市民の活動（自助）

- 災害により被害を受けた家屋所有者等は罹災証明書の申請を行います。
- 被害認定調査に協力します。
- お住まいの片づけを行う前に、被害写真の撮影をします。特に、線状の浸水跡は洗い流す前に写真を残しておきます。

◆地域の活動（共助）

- 被害を受けたと推定される家屋を調査し、市へ情報提供します。

施策1 被災者支援と暮らしの再建

4－1－2：被災者台帳の作成

◆活動の取り組み主体	
市：統括部	
◆活動の基本方針	
○ 被災者支援を総合的・効率的に実施するための「被災者台帳」を作成し、被災者個々の被災状況や支援状況等を一元管理し、関係部局にて活用する。	
◆活動の項目	
被災者台帳の作成	1. 被災者台帳の作成 2. 被災者台帳の利用 3. 被災者台帳の提供

▶ 具体的な取り組み

1. 被災者台帳の作成

- 「支援漏れ」や「手続きの重複」等をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被災状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約するため、被災者台帳を作成します。

[解説] 被災者台帳

内閣府では、市町における被災者台帳の作成を推進するため、平成25年6月に災害対策基本法を改正し、第90条の3に被災者台帳の作成について規定されました。

[参考] 被災者台帳に記載又は記録する事項

- ア 災害対策基本法第90条の3
- ① 氏名
 - ② 生年月日
 - ③ 性別
 - ④ 住所又は居所
 - ⑤ 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
 - ⑥ 援護の実施の状況
 - ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
 - ⑧ 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
- イ 災害対策基本法施行規則第8条の5
- ① 電話番号その他の連絡先
 - ② 世帯の構成
 - ③ 罹災証明書の交付の状況

- ④ 市長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- ⑤ 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- ⑥ 被災者台帳の作成に当たって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項

2. 被災者台帳の利用

- 様々な被災者支援策を迅速かつ的確に行うため、被災者台帳を利用して、関係部署間で被災者の情報共有を図ります。

【効果】

- ① 援護の漏れ防止
- ② 二重支給の防止
- ③ 被害状況、居所や連絡先の共有による重複調査の防止
- ④ 各種支援の申請時における罹災証明書の添付を省略する運用も可能等

【参考】台帳情報の利用イメージ

利用イメージ	具体的内容
添付書類の省略 (台帳作成市町村の手続)	被災者が市町村に対し給付・減免等の申請を行う場合、市町村が被災者の被害状況や罹災証明書の交付記録等を確認することにより手続を進め、罹災証明書等の添付を不要とする。
添付書類の省略 (台帳作成市町村以外の者の手続)	被災者が台帳作成市町村以外の者に対し公共料金減免等の申請を行う場合、台帳作成市町村からその者に対し台帳情報の提供を行うことにより、被災者からその者への罹災証明書等の添付を不要とする。(ただし、地方公共団体以外の者に台帳情報を提供する場合は、台帳情報の提供について本人同意が必要)
被災状況に応じた援護の漏れ防止	給付金、各種減免猶予、義援金等を受けられる要件を満たしているにもかかわらず手続がなされていない者を台帳情報から抽出して案内を行う。
二重支給等の防止	台帳情報を確認することにより給付金、各種減免猶予、義援金等が二重に支給されることがないようにする。

《行動計画編》

第2章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

テーマ4 暮らしの再建と復興に向けた準備に取り組む〔復興のためにすべきこと〕

被害状況や居所 ・連絡先等の共有	各部署等が行う被災者の援護の実施状況や、住所地から避難した場合等における現在の居所・連絡先等を被災者台帳に記載・記録して共有することにより、各部署が重複して被災者の状況や居所・連絡先の確認を行うことなく、市町村が保有している直近の情報を基に迅速に援護を行う。 被災者の被害状況やこれまでの援護の記録等から、今後の被災者の生活再建に向けた措置の検討等に利用する。
要配慮者への援護	避難行動要支援者名簿に記載されていない要配慮者に対しても適切な援護を行うため、必要な配慮内容に応じ、要件に当てはまる者を抽出する。

出典：内閣府 被災者台帳の作成等に関する実務指針（平成29年3月）

3. 被災者台帳の提供

- 外部が行う被災者援護を効率的に行うため、必要に応じて申請に基づき台帳情報の外部提供を行います。
- ① 他の地方公共団体：本人同意不要
 - ② 地方公共団体以外の者：本人同意必要
- （災害対策基本法第90条の4第1項第1号、第3号）

施策1 被災者支援と暮らしの再建

4-1-3：ボランティア活動対策

◆活動の取り組み主体

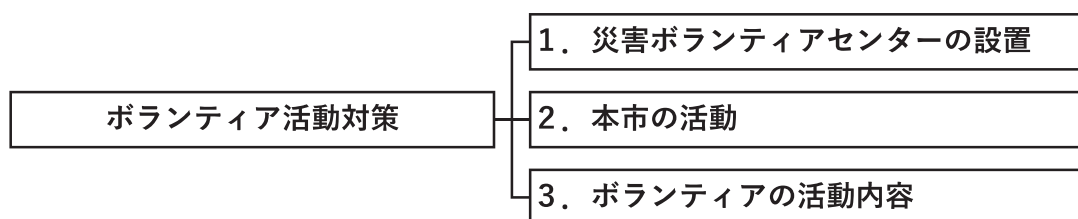
市：健康福祉部

関係機関：県，社会福祉協議会

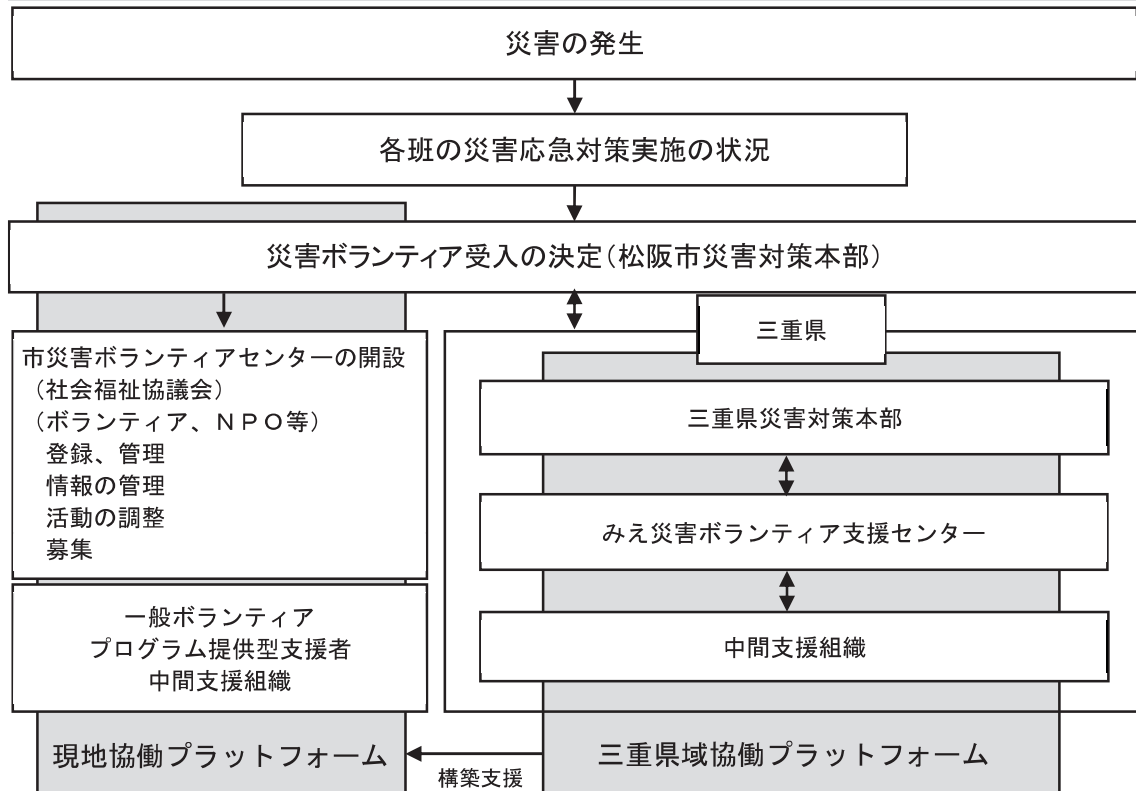
◆活動の基本方針

- ボランティアの自主性を尊重し、活動拠点等を提供します。
- 被災地の情報やニーズ等の情報を提供し、地域の実情にあった活動が行われるよう、関係機関と連携し体制をとります。

◆活動の項目



◆対応フロー



基本的な考え方

- 大規模な災害が発生すると行政は様々な支援策を講じますが、行政では対応が困難な多様なニーズが発生します。また、それに伴い、ボランティアやNPO等の活動も多彩なものとなっています。
- 数多くの多様な主体が幅広い被災者支援活動を行う中で、災害ボランティアセンターが担っているボランティアコーディネート役割に加え、多様な主体の活動を調整する機能として中間支援組織の存在が注目されるようになりました。平成28年熊本地震では全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）が被災地で活動する支援者間の情報を共有し、幅広い被災者支援を実施するための中間支援機能を有する団体として重要な役割を担いました。
- そうした背景もあり、今後はより円滑できめ細やかな被災者支援のため、各団体が連携・協働して活動にあたる必要があります。

具体的な取り組み

1. 災害ボランティアセンターの設置

（1）設置

- 健康福祉部は大規模災害が発生し必要があると認めるときは、本市社会福祉協議会、日本赤十字社その他支援団体と連携して、「災害ボランティアセンター」を福祉会館内、又は障害者福祉センター内に設置します。
- ボランティアの受付及びボランティア団体間の調整、その他ボランティアによる救援活動を円滑に行うための拠点を設置、提供します。

〔参考〕災害ボランティアの拠点施設

施設名	住所	電話番号
松阪市福祉会館	殿町 1563	0598-21-1487
松阪市社会福祉協議会嬉野支所	嬉野権現前町 423-9	0598-42-2718
松阪市社会福祉協議会三雲支所	曾原町 2678	0598-56-7247
松阪市社会福祉協議会飯南支所	飯南町横野 885	0598-32-4630
飯高高齢者生活福祉センター	飯高町富永 72-1	0598-45-1125

（2）構成と役割

- 災害ボランティアセンターは、本市、本市社会福祉協議会、NPO 団体、ボランティア関係団体、ボランティア・コーディネーターその他広域ネットワークのとれる団体組織等で構成します。
- 災害ボランティアセンターはボランティアと被災者ニーズをマッチングする拠点となります。

（3）任務

- 県、対策本部、ボランティア団体や被災住民等からの情報を取りまとめ、本市ホームページ等を活用しながら、本市内の被災状況、ボランティアによる救援活動状況、ボランティアの不足状況等を把握します。
- 「災害ボランティア受付票」により氏名、生年月日、住所、電話番号、特技、活動希望、移動手段、活動期間等の把握を行います。
- ボランティア活動を円滑に行うために、地図の提供及び宿泊施設の提供等環境整備を行うとともに、必要な協力と支援を実施し、ボランティア相互の支援協力体制を構築します。
- 被災地の状況や救援活動状況等の情報をボランティアや被災住民等に対して提供する窓口を開設します。
- ボランティアが不足すると考えられる場合等において、ボランティア参加者の募集を行うとともに、ボランティアのグループ化を行う等により、機能的な活動が行われるよう活動体制の整備を行います。
- 被災者、県災害対策本部又はみえ災害ボランティア支援センターや社会福祉施設等からボランティアのあっせん要請が出された場合、ボランティアグループ等のあっせん・派遣を行います。
- 災害ボランティアセンターで行う救助とボランティア活動の調整事務について、その人員の確保のための次の経費は災害救助法の対象となるため、市と連携・協働し、救助を実施します。
 - ・人件費
 - ・旅費

2. 本市の活動

（1）災害ボランティアセンターの支援

- 被災地の状況、救援活動の状況等の情報を災害ボランティアセンターに提供するとともに、公共施設をボランティアの活動拠点として提供します。
- ボランティア活動に必要な資機材を提供し、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努めます。
- 県と連携し、海外からのボランティアの受入体制を構築します。
- 現地協働プラットフォームを通じた支援団体との連携・連絡調整を行います。

〔参考〕現地協働プラットフォーム

現地協働プラットフォームは多様なニーズとともに支援側の体制が整う時期において、市、災害ボランティアセンター、ボランティア団体、NPO、中間支援組織等が情報共有・連絡調整するための場として運営されます。三重県域協働プラットフォームは現地協働プラットフォームの構築、立ち上げを支援します。

《行動計画編》

第2章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

テーマ4 暮らしの再建と復興に向けた準備に取り組む〔復興のためにすべきこと〕

ビジョン編

行動計画編

第1章

第2章

テーマ1 災害前

テーマ2 災害前

テーマ3 発災後

テーマ4 復興

第3章

第4章

第5章

テーマ4
暮らしの再建と復興に向けた準備に取り組む〔復興のためにすべきこと〕
施策1 被災者支援と暮らしの再建

（2）災害ボランティアセンターとの連絡調整

- 各対策部からのボランティアの協力を必要とする場合、必要とする活動を取りまとめ、災害ボランティアセンターへ派遣要請を行います。
- 災害対策全般の各種情報を迅速に提供する等、常に密接に協議、連絡及び調整を行い、連携を図ります。

3. ボランティアの活動内容

- ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとします。

（1）センター運営をするもの。

（2）ニーズのマッチング等で活動するもの。

- ① ボランティアセンターの運営
- ② ボランティアのコーディネート
- ③ 救護支援
- ④ 保健医療支援
- ⑤ 市民相談窓口における応対（心のケア等）
- ⑥ 帰宅困難者、旅行者等土地不案内者への支援
- ⑦ 通訳等の外国人住民支援活動
- ⑧ 被災地の清掃、片づけ
- ⑨ 避難所の運営支援
- ⑩ 要配慮者への支援
- ⑪ 手話通訳、要約筆記通訳
- ⑫ 炊き出し
- ⑬ 救援物資（食糧・生活必需品等）の受入れ、仕分け及び配布
- ⑭ 被害情報、安否情報、生活情報の収集、伝達
- ⑮ ペット等の対応

◆地域の活動（共助）

- ☐ 支援ニーズの把握、災害ボランティアセンターへの情報提供を行います。
- ☐ ボランティアの受付・活動先の案内等、災害ボランティアセンターの運営支援を行います。

ビジョン
編

行動
計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

テーマ4
復興

第3章

第4章

第5章

テーマ4 暮らしの再建と復興に向けた準備に取り組む〔復興のためにすべきこと〕
施策1 被災者支援と暮らしの再建

施策1 被災者支援と暮らしの再建

4-1-4：学校・幼稚園の再開

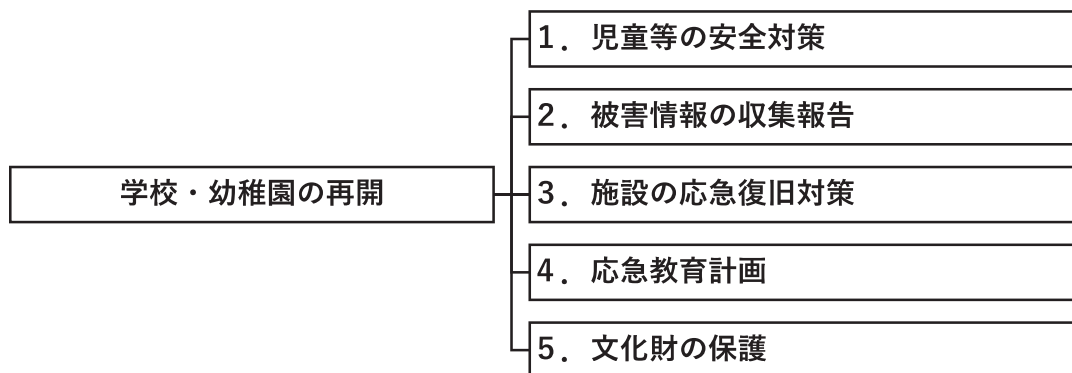
◆活動の取り組み主体

市：産業文化部，健康福祉部，教育部

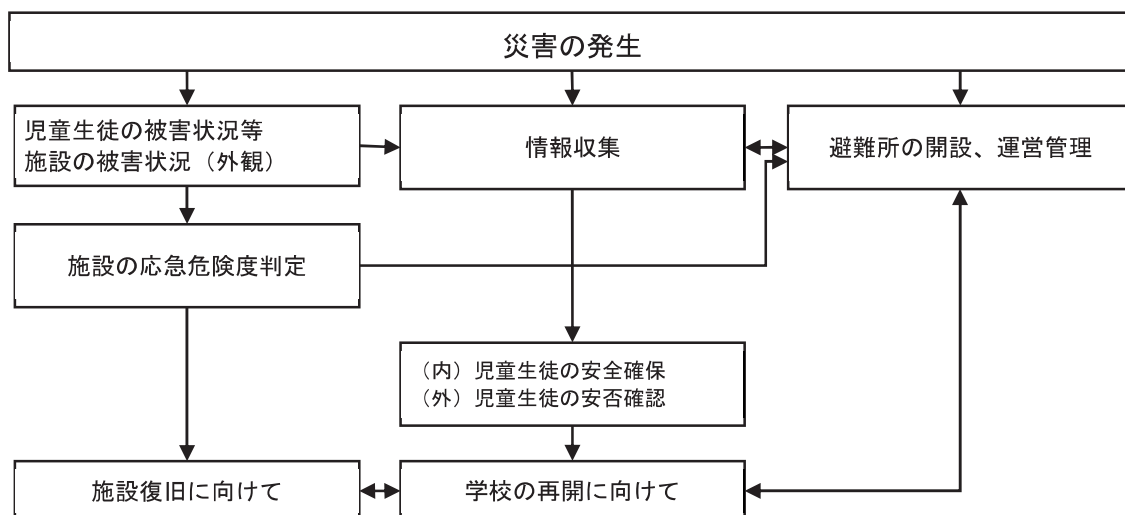
◆活動の基本方針

- 学校は災害の発生初期に地域の拠点となることから、防災活動について一定の役割を担いつつ、基本的には児童等の安全確保と学校教育の早期再開を図ります。
- 被災した文化財の被害拡大防止と応急措置に努めます。

◆活動の項目



◆対応フロー



具体的な取り組み

1. 児童等の安全対策

- 教育部及び健康福祉部は学校長及び幼稚園長に対し、児童等の安全確保に全力を上げて取り組むとともに児童等の安否、被災状況等を把握し、速やかに対策本部に報告するよう指示します。
- 登下校時に地震が発生した場合、直ちに校内の児童生徒を掌握し、登下校中の児童生徒等の安全確保に努めます。

2. 被害情報の収集報告

- 応急対策の実施のため、次の事項について被害状況を速やかに収集し、対策本部に報告します。
 - ① 施設の被害状況
 - ② 教職員その他職員の被災状況の概要
 - ③ 児童等の被災状況の概要
 - ④ 応急措置を必要とする事項

3. 施設の応急復旧対策

（1）建物及び備品

- 浸水被害を受けた学校及び幼稚園は、教室、給食室、便所等の防疫に必要な個所の消毒を早急に実施します。
- 校舎・幼稚園舎の軽微な被害については、即時に応急修理を行い、教室に不足をきたすときは、特別教室の転用、屋内体育館の間仕切り等の措置をとります。
- 通学の危険がなくなったときは、直ちに授業が再開できるよう措置するものとします。
- 被害が大きく応急修理では耐えられないときは、一時学校又は学級を閉鎖し、復旧工事を行うとともに、必要に応じて仮設教室を設置し、早急に授業が再開できるよう措置するものとします。
- 冠水、破損等により使用不能となった児童生徒用机、椅子等は、応急修理を行うとともに近くの学校から余剰のものを集め補充し、授業に支障のないようにします。
- 避難所の設置等で、屋内体育館その他を使用するときは、校舎の被害状況を考え、関係機関とよく連絡の上措置するものとします。

（2）運動場

- 運動場の被害は、危険のない程度に応急補修します。

《行動計画編》

第2章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

テーマ4 暮らしの再建と復興に向けた準備に取り組む〔復興のためにすべきこと〕

ビジョン 編

行動 計画編

第1章

第2章

テーマ1 災害前

テーマ2 災害前

テーマ3 発災後

テーマ4 復興

第3章

第4章

第5章

テーマ4 暮らしの再建と復興に向けた準備に取り組む〔復興のためにすべきこと〕 施策1 被災者支援と暮らしの再建

（3）学校給食施設

- ☐ 学校給食施設の被害については、速やかに平常業務が行えるよう措置するものとします。
- ☐ 学校及び幼稚園以外の教育施設の被害については、速やかに平常業務を行えるよう措置するものとします。
- ☐ その他特別の事態が生じたときは、速やかに処理します。

4. 応急教育計画

（1）応急教育実施場所

- ☐ 校舎・幼稚園舎等に甚大な被害を受け、多数の避難者を収容し、又は通学路の遮断等により、通常の授業が行えない場合は、仮設教室や近隣の学校及び幼稚園その他の施設等において学校教育の再開に努めます。この場合の授業場所、連絡方法、実施の方法等については、状況に応じた処置を行います。

（2）応急教育方法

- ☐ 応急教育の実施に当たっては、施設の応急復旧の状態、教職員、児童等及び生徒その家族の被災程度、交通機関や通学路の状況等を勘案します。
- ☐ 学校及び幼稚園において児童等の安全が確保できない場合には、当該学校等を一時閉鎖し、近隣の学校や安全な場所で仮設教室を設ける等、適宜の措置をとります。
- ☐ 施設・設備の破損等により、通常の授業ができない場合には、短縮授業、二部授業等の措置をとります。
- ☐ 登校できない児童等については、家庭訪問等により状況把握に努めます。
- ☐ 登校に長時間を要する場合には、始業時間を繰り下げ又は授業を短縮して行います。登下校時の児童等の安全については、特に嚴重な注意を払い、適切な処置をします。
- ☐ 一部地域の児童等全員が登校できない場合には、臨時にその地域内に応急の場所を設け、適宜授業を行います。
- ☐ 災害に伴う感染症予防、健康管理については、感染症対策計画に定めるところにより措置するものとします。
- ☐ その他特別の事態が生じたときは、速やかに応急教育の措置をとるものとします。

（3）教科書、教材、学用品の調達及び配給

- ☐ 災害により児童等が被災し、教科書、教材、学用品（以下「教科書等」という。）を失ったときは、学校及び幼稚園からの報告に基づき教科書等の補給を要する実数及び補給の状況を県に報告します。
- ☐ 災害救助法による学用品の供与を行います。

（4）就学援助の措置

- 被災により経済的に就学が困難となった者については、関係機関と連絡の上、速やかに就学援助の措置をとります。

（5）給食の措置

- 次の場合には、給食を一時中止します。
 - ① 災害が広範囲にわたり被害が甚大なため、学校給食施設が災害救助のために使用された場合
 - ② 感染症その他の危険発生が予想される場合
 - ③ 給食用物資の入手が困難な場合
 - ④ 給食施設に被害を受け、給食の実施が不可能となった場合
 - ⑤ その他給食の実施が適当でないと考えられる場合
 - ⑥ 特に衛生に留意し、施設、設備の消毒、感染症対策、調理関係者の健康管理等に十分注意します。
 - ⑦ 学校給食の応急実施に当たっては、実施校数、人員、給食種別の実施期間を県教育委員会に報告します。
- 災害により学校給食の運営が極めて困難となった場合又は学校給食用物資に著しい被害を生じた場合等には、被害状況を速やかに県教育委員会に報告します。

（6）教職員の確保の措置

- 教職員の被災等により通常の授業を実施できない場合は、応急措置として職員を確保します。
- 教育部は、各学校の教職員不足数の状況により、一時的に教職員の編成替えや勤務等の変更を県教育委員会に要請します。
- 教育委員会事務局職員のうち、教職員免許状所持者に応援させます。

（7）応援要請への協力

- 教職員の不足等により応急教育の円滑な実施ができない場合は、県教育委員会に対し、教育実施者、教材等の応援をします。
- 教育部は、国立、県立及び私立学校の被害により応援の要請があった場合には、可能な範囲で、教材、学用品等を供与し、正常な授業の確保に協力します。

（8）こころのケア

- 被災した児童等の保健管理については、PTSD 等に対する心の相談を行うため、必要に応じ、保健室等においてカウンセリングを実施します。

《行動計画編》

第2章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

テーマ4 暮らしの再建と復興に向けた準備に取り組む〔復興のためにすべきこと〕

ビジョン 編

行動 計画編

第1章

第2章

テーマ1 災害前

テーマ2 災害前

テーマ3 発災後

テーマ4 復興

第3章

第4章

第5章

テーマ4 暮らしの再建と復興に向けた準備に取り組む〔復興のためにすべきこと〕
施策1 被災者支援と暮らしの再建

5. 文化財の保護

- ☐ 文化財が被災した場合、所有者又は管理者は、被害状況を速やかに産業文化部に報告します。
- ☐ 産業文化部は、報告を受けたときは、被災文化財の被害拡大を防止するため、所有者又は管理者に対し、必要な応急措置をとるよう指示するとともに、県教育委員会事務局に被災状況を報告します。

◆地域の活動（共助）

- ☐ 学校の早期再開に向けた避難所の使用スペースについての学校との協議を行います。
- ☐ 学校等と協働し、地域全体で児童生徒等の安全確保に努めます。

施策1 被災者支援と暮らしの再建

4-1-5：保育の再開

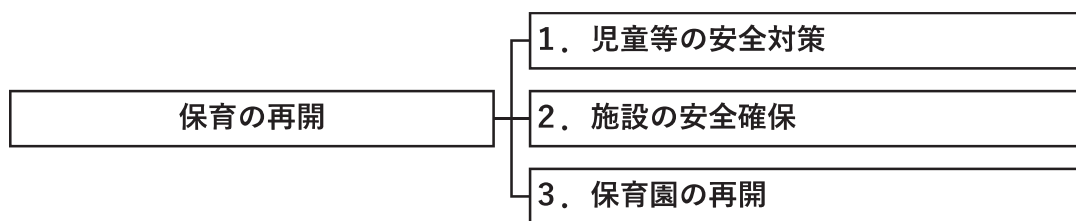
◆活動の取り組み主体

市：健康福祉部

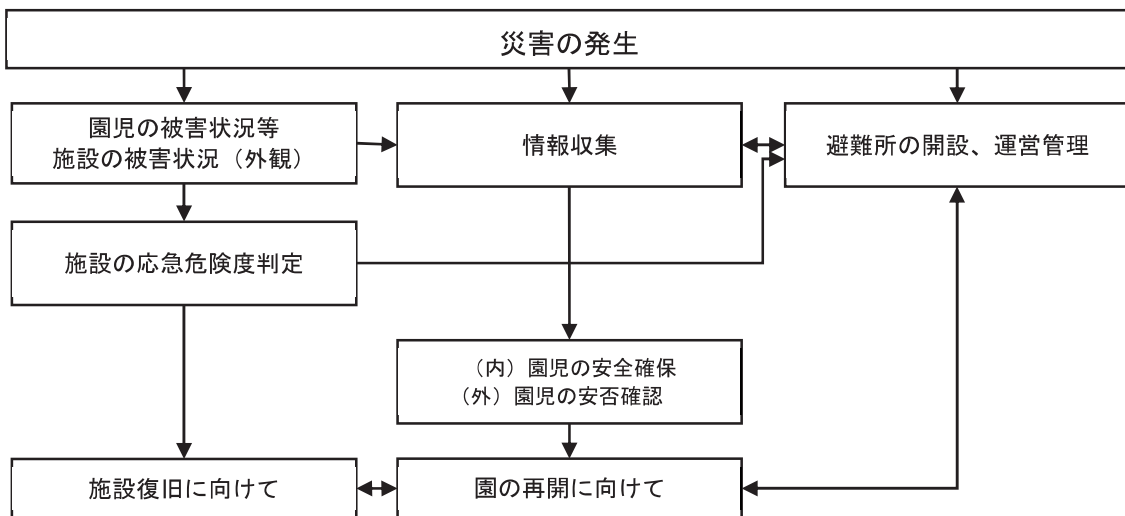
◆活動の基本方針

- ☐ 児童の安全確保を第一とし、施設の安全確保と復旧に努めます。
- ☐ 安全な場所等の保護者への周知に努めます。

◆活動の項目



◆対応フロー



▶ 具体的な取り組み

1. 児童等の安全対策

- ☐ 災害発生時には児童の安全確保に全力を上げて取り組むとともに、児童の安否及び被災状況等を把握し、速やかに健康福祉部に報告します。
- (1) 避難の指示
 - ☐ 園長は、的確に被害の状況を判断し、屋外への避難の要否、安全な場所等を迅速に指示します。

《行動計画編》

第2章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

テーマ4 暮らしの再建と復興に向けた準備に取り組む〔復興のためにすべきこと〕

ビジョン 編

行動 計画編

第1章

第2章

テーマ1 災害前

テーマ2 災害前

テーマ3 発災後

テーマ4 復興

第3章

第4章

第5章

テーマ4 暮らしの再建と復興に向けた準備に取り組む〔復興のためにすべきこと〕
施策1 被災者支援と暮らしの再建

（2）避難誘導

- ☐ 園長は、避難を要すると判断した場合、児童を怪我のないよう他の職員と安全な場所へ避難誘導をします。
- ☐ 園外への避難が必要な場合は、関係機関等の協力を得て行います。

（3）園内保護と引渡

- ☐ 園長は、被災状況等を踏まえ児童を引き渡すか否かの判断を行います。
- ☐ 危険と判断した場合には児童及び保護者をその場に留めます。また、その状況を保育対策担当に報告します。

（4）こころのケア

- ☐ 被災した児童の保健管理については、PTSD 等に対する心の相談を行うため、必要に応じ職員室等においてカウンセリングを実施します。

2. 施設の安全確保

- ☐ 園長は、地震その他の災害による園施設の被災状況を調査し、被災箇所・危険箇所を把握し、可能な範囲内において応急修理、立入禁止措置等必要な安全措置を講じます。
- ☐ 健康福祉部へ状況を報告するとともに、必要に応じて点検・修理を要請します。

3. 保育園の再開

（1）施設の応急復旧対策

- ☐ 園長は、施設等に被害が生じた場合は、遅滞なく健康福祉部に報告し、健康福祉部は速やかに被災状況の把握に努めます。
- ☐ 浸水被害を受けた保育園は、保育室、給食室、便所等の防疫に必要な箇所の消毒を早急に実施します。
- ☐ 災害による被害が比較的軽易な場合は、速やかに保育の実施ができるよう、必要な措置を講じます。
- ☐ 被害が甚大で応急処理では使用できないときは、一時的に施設を閉鎖し、必要に応じ当該保育園以外の公共施設及び協力の得られる民間施設を保育室として利用します。

（2）給食の措置

- ☐ 次の場合には、給食を一時中止します。
 - ① 給食施設に被害を受け、給食の実施が不可能となった場合
 - ② 給食用物資の入手が困難な場合
 - ③ 感染症又はその他の危険発生が予想される場合

④ その他給食の実施が適当でないと考えられる場合

（3）保育料の免除

- 被災により経済的に保育料の支払いが困難となった者については、関係機関と連絡の上、速やかに保育料等の免除の措置をとります。

ビジョン
編

行動
計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

テーマ4
復興

第3章

第4章

第5章

テーマ4 暮らしの再建と復興に向けた準備に取り組む〔復興のためにすべきこと〕
施策1 被災者支援と暮らしの再建

施策1 被災者支援と暮らしの再建

4-1-6：住宅の再建

◆活動の取り組み主体

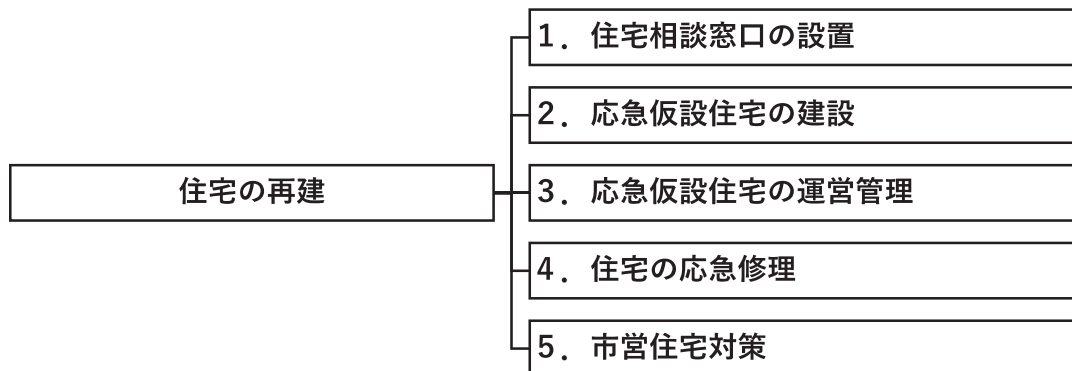
市：建設部，健康福祉部

関係機関：県

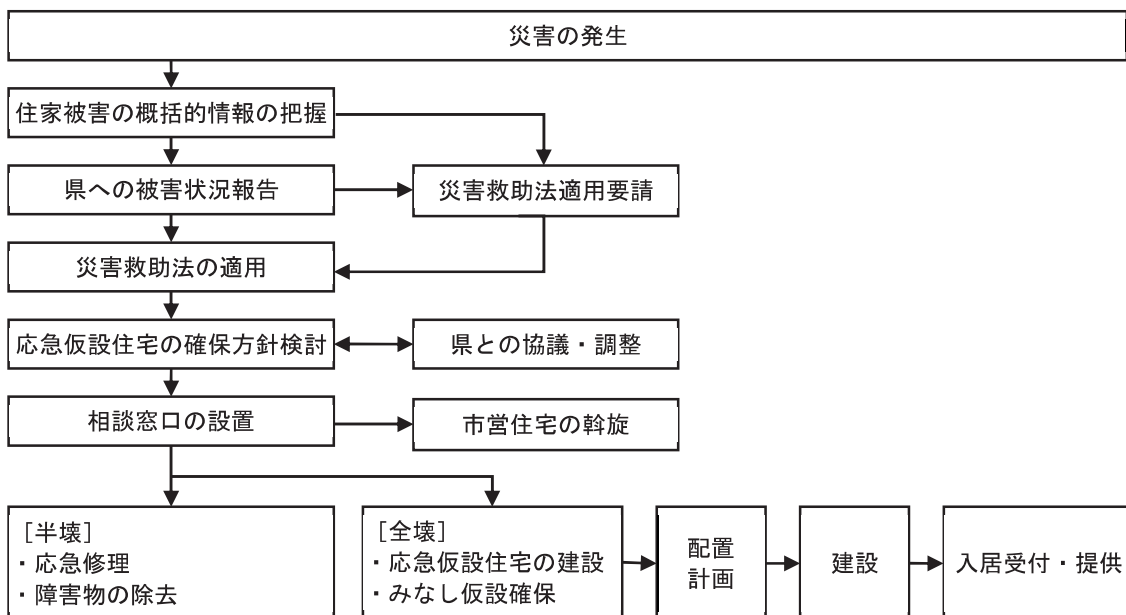
◆活動の基本方針

- 住家の全壊、全焼等の被災者に対し、仮設住宅による支援を行います。
- 住家の半壊、半焼等の被災者に対し、応急修理を実施します。
- 市営住宅における応急修理や復旧を行います。

◆活動の項目



◆対応フロー



具体的な取り組み

1. 住宅相談窓口の設置

- 住家被害の概括的情報より、必要と判断する場合は住宅相談窓口の設置を行います。
- 被災者のニーズを把握しつつ応急仮設住宅の必要量等を把握し、県へ報告します。

2. 応急仮設住宅の確保

- 住家の全壊又は全焼等の被害が発生した場合で、市長が必要と認めるときは、応急仮設住宅の建設及び被災者の応急仮設住宅への収容を行います。
- 応急仮設住宅の建設や場所の調整等に時間を要する場合には、賃貸住宅の居室（みなし仮設）の借り上げを実施し、被災者を収容します。
- 災害救助法が適用され、知事より事務委任を受けた場合は本市が行います。
- プレハブ建築協会や県建設業協会等と連携し、応急仮設住宅を建設し、居住の安定を図ります。なお、建設にあたってはユニバーサルデザインに配慮します。

（1）入居対象

- 住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者としてします。
- 応急修理をする被災者のうち、応急修理の期間1ヵ月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者も対象とします。
- 健康福祉部と調整し、入居は要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させることとします。

（2）建設候補地

- 建設予定地の被害状況を把握し、早期に建設できるよう県と調整を行います。

（建設候補地一覧）

令和4年12月末時点

地名等	地番	面積 (㎡)	建設戸数 (想定)
総合運動公園 (芝生広場)	松阪市山下町 111	7,000	70
総合運動公園 (多目的広場第1)	松阪市山下町 111	8,000	80
総合運動公園 (多目的広場第2)	松阪市山下町 111	2,000	20
中部台運動公園 (芝生広場)	松阪市立野町 1370	15,000	150

《行動計画編》

第2章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

テーマ4 暮らしの再建と復興に向けた準備に取り組む〔復興のためにすべきこと〕

中部台運動公園 (第二駐車場)	松阪市立野町 1370	8,000	80
松阪公園グラウンド (竹輝銅庵 CHIKKIDOUAN モーモースタジアム)	松阪市殿町 1540-25、26 外	9,000	90
小阿坂運動公園	松阪市小阿坂町 3151	5,000	50
鈴の森公園	松阪市外五曲町 1-1	7,000	70
広陽公園	松阪市広陽町 21-1	10,000	100
広陽2号公園	松阪市広陽町 50	3,000	30
東公園	松阪市東町 66-4	9,000	90
阪内川スポーツ公園	松阪市阿形町 819	12,200	122
嬉野グラウンド	松阪市嬉野権現前町 451-4 外	8,000	80
旧中郷小学校グラウンド	嬉野宮野町 43-5	3,000	30
山村広場（飯南グラウンド）	飯南町粥見 5480-7	6,000	60
旧川俣小学校グラウンド	飯高町栗野 471 外	3,000	30
合計		115,200	1,152

※100 m²/戸想定

□ その他必要に応じて、以下の観点から建設場所を確保します。

- ① 二次被害の恐れのないこと
- ② 上下水道等のライフラインの引込みに時間を要しないこと
- ③ 工事用車両等の搬入路が確保できること
- ④ 造成工事等が不要で早期に着工できること
- ⑤ 建設戸数がまとまって確保できること
- ⑥ 5年程度の長期に安定して活用できること
- ⑦ 日常生活の利便性が確保できること

3. 応急仮設住宅の運営管理

- 応急仮設住宅の適切な運営管理に関しては、応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮します。
- 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮します。

4. 住宅の応急修理

- 住家の半壊又は半焼の被害が発生した場合で、市長が必要と認めるときは、住宅の応急修理を行います。
- 災害救助法が適用され、知事より事務委任を受けた場合は本市が行います。

5. 市営住宅対策

- 市営住宅における災害応急対策にあたっては、市営住宅の管理の一環として次の対策を講ずるものとします。
- 具体的な施策は災害救助法の定めるところによりますが、市営住宅への対応は国土交通省の指示により、公営住宅法第8条等に基づき、国費を活用して対応します。
 - (1) 被害状況の調査
 - 速やかに市営住宅の被害状況の調査を実施します。
 - (2) 緊急補修の実施
 - 被害状況の調査と並行し、生活機能に重大な障害のある被害については、直ちに応急修理を実施します。
 - (3) 復旧計画の作成
 - 市営住宅の被害状況をつぶさに検討し、日常生活に欠かすことの出来ない部分の被害、入居者の健康な生活に必要な箇所の被害、快適な生活に必要な箇所の被害等その被害内容により復旧計画を策定します。

施策1 被災者支援と暮らしの再建

4-1-7：義援金の受入・配分

◆活動の取り組み主体

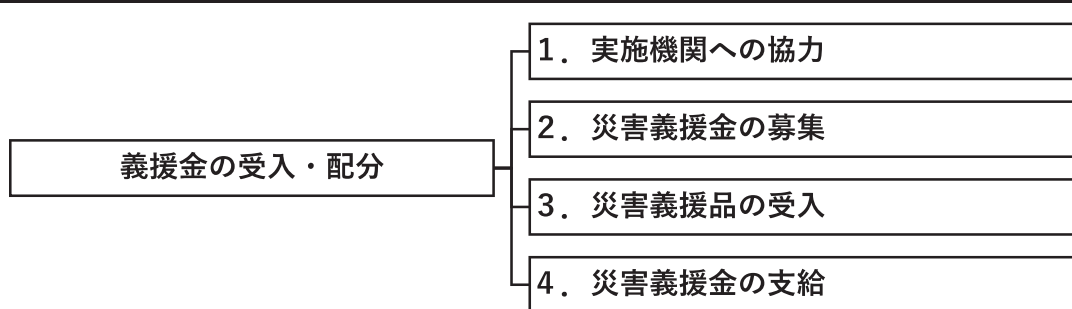
市：健康福祉部

関係機関：県

◆活動の基本方針

- 県や関係機関、団体が実施する災害義援金の募集・受入・配分に協力し、的確かつ公平に支給することによって被災者生活の再建を支援します。

◆活動の項目



▶ 具体的な取り組み

1. 実施機関への協力

- 災害義援金の募集、輸送及び受入・配分は、県が三重県災害義援金募集推進委員会、三重県災害義援金配分委員会を設置して行います。本市は、実施機関の取り組みに対し協力します。

2. 災害義援金の募集

- 日本赤十字社等に開設された義援金の受入口座をホームページ等で広報し、義援金の募集を行います。

3. 災害義援品の受入

- 災害義援品については受入を希望するもの及び受入を希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県へ報告します。
- 個人からの災害義援品は原則として募集しないものとします。
- 災害義援品を受付けた場合は、原則として、領収書又は受領書を発行し、その写しを保管します。

4. 災害義援金の支給

- 災害義援金は、被災者に配分するまでの間、金銭出納簿に記入のうえ保管します。
- 決定した支給額について、速やかに被災者へ支給し、生活再建を支援します。

施策1 被災者支援と暮らしの再建

4-1-8：被災者生活再建支援制度の適用

◆活動の取り組み主体

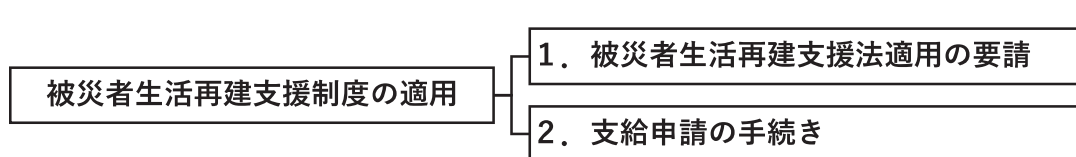
市：健康福祉部

関係機関：県

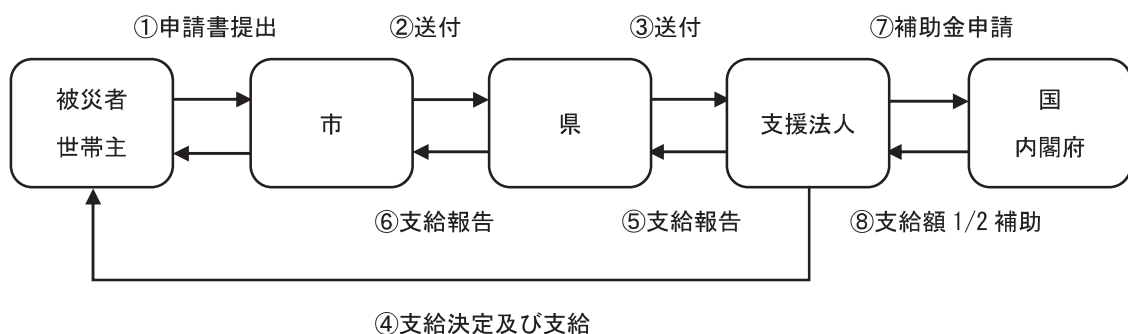
◆活動の基本方針

- 自然災害によって生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、被災者生活再建支援金を支給することにより、被災者生活の再建を支援します。

◆活動の項目



◆対応フロー



▶ 具体的な取り組み

1. 被災者生活再建支援法適用の要請

- 生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して早期の生活の再建を支援するため、本市の被害状況を把握収集し、適用基準を満たすことを県に報告します。

2. 支給申請の手続き

- 支給対象となる世帯に制度の趣旨を広報・説明し、被災者生活再建支援事業業務細則に基づき、支給申請書の提出が必要となることから、対象世帯への案内を行います。
- 被災者より申請を受け付けた場合には支給申請書類を取りまとめ、速やかに県へ送付します。

〔参考〕被災者生活再建支援制度

この制度は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づくもので、自然災害により、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、支援金を支給することにより、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を支援します。

（1）対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりです。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する自然災害が発生した市町村
- ② 自然災害により10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 自然災害により100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）

（2）対象世帯

対象世帯は次のいずれかに該当する世帯です。

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 住居が半壊し、壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

（3）支援金の支給額

支給額は、基礎支援金と加算支援金の2つの支援金の合計額となります。

（※ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

被災世帯の区分	支援金の支給額		
	基礎支援金 （住宅の被害程度に応じて 支給する支援金）	加算支援金 （住宅の再建方法に応じて支給する 支援金）	
		住宅の再建手段	支給額
全壊 （2）①に該当 解体 （2）②に該当 長期避難 （2）③に該当	100 万円	建設・購入	200 万円
		補修	100 万円
		貸借	50 万円
大規模半壊 （2）④に該当	50 万円	建設・購入	200 万円
		補修	100 万円
		貸借	50 万円
中規模半壊 （2）⑤に該当	—	建設・購入	100 万円
		補修	50 万円
		貸借	25 万円

※一旦、住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は、合計で 200 万円（中規模半壊世帯は 100 万円）が限度額となる。同様に、賃借後、補修する場合は、合計で 100 万円（中規模半壊世帯は 50 万円）が限度額となる。

（4）被災者生活再建支援法人の指定

被災者再建支援法人として、（財）都道府県会館が指定されています。また、県は、県が行う支給事務に関し、（財）都道府県会館に委託しています。

（5）支援金支給の手続き

ア 被災者は支給申請を本市に行います。提出を受けた本市は申請書等の確認を行い取りまとめの上、県へ提出します。

イ 申請時の添付書面

- ①基礎支給金：罹災証明書、住民票等
- ②加算支給金：契約書（住宅の購入、賃借等）等

ウ 申請期間

- ①基礎支給金：災害発生から 13 ヶ月以内
- ②加算支給金：災害発生から 37 ヶ月以内

施策1 被災者支援と暮らしの再建

4-1-9：生活資金等の支給・融資

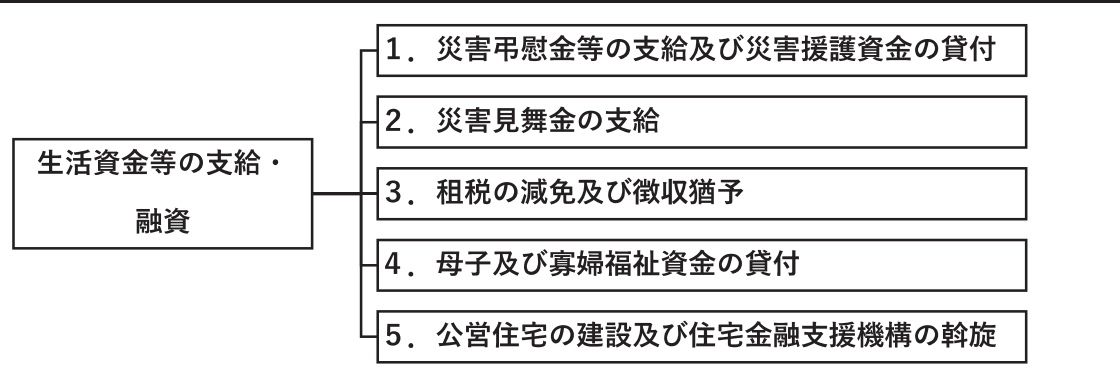
◆活動の取り組み主体

市：健康福祉部

◆活動の基本方針

○ 災害弔慰金、災害見舞金等の支給等を行います。

◆活動の項目



▶ 具体的な取り組み

1. 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付

- 災害により死亡し、若しくは障がいの状態となり、又は住居等に被害を受けた遺族等に対して、本市は「松阪市災害弔慰金の支給等に関する条例」（平成17年条例第118号）に基づき次の施策を実施します。

災害弔慰金の支給	政令で定める災害により死亡した者1人当たり	その者が主として生計を維持していた場合	500万円
		その他の場合	250万円
災害障がい見舞金の支給	災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障がいがある者1人当たり	その者が主として生計を維持していた場合	250万円
		その他の場合	125万円
災害援護資金の貸付	住居、家財の被害の程度に応じて150万円～350万円の貸付を行う。（10年償還、年利3%）		

2. 災害見舞金の支給

- 自然災害及び火災による災害を受けた場合に、「松阪市災害弔慰金の支給等に関する条例」（平成17年松阪市条例第118号）に定める災害弔慰金の支給されない方に対し、災害見舞金を支給します。

住宅の流失、埋没、全焼世帯		8万円
住宅の半壊、半焼世帯		5万円
床上浸水世帯		2万円
死亡者1人につき		10万円
重傷者1人につき	入院加療30日以上	2万円
	入院加療90日以上	3万円
水損世帯		3万円

- 三重県では、豪雨や洪水等の自然災害により住家に被害を受けた方に災害見舞金を支給します。但し、県内の市町で被災者生活再建支援法の適用がある場合、市町の災害見舞金の対象となる場合、被災者生活再建支援制度の支援を受けていない場合に限ります。

3. 租税の減免及び徴収猶予

- 市税及び国民健康保険税等の減免、徴収猶予及び納期等の延長について、条例に定めるところに従い実施します。

4. 母子及び寡婦福祉資金の貸付

- 貸付の対象は、配偶者のない女子であって現に児童（20才未満の者）を扶養している者及び母子及び寡婦福祉法の対象となっている寡婦等とします。ただし、現に扶養する子等のない寡婦及び40才以上の配偶者のない女子の場合は、前年度所得が政令で定める額以下の者を原則とします。

〔参考〕生活福祉資金の貸付（松阪市社会福祉協議会）

低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯に対して経済的自立や生活意欲を促進し、安定した生活を送ることを目的にした貸付制度です。市町の社会福祉協議会が窓口となり、三重県社会福祉協議会が貸付を行います。

5. 公営住宅の建設及び住宅金融支援機構の斡旋

（1）公営住宅の建設

- 災害により住宅を滅失又は焼失した低所得者の被害者に対する住宅政策として、必要に応じて公営住宅を建設し、住宅の確保を図ります。

ビジョン編
行動計画編
第1章
第2章
テーマ1 災害前
テーマ2 災害前
テーマ3 発災後
テーマ4 復興
第3章
第4章
第5章

（2）住宅金融支援機構資金の斡旋

- 被災地の滅失家屋を調査し、住宅金融支援機構に規定する災害復興住宅融資の融資適用災害に該当するときは、借入手続きの指導、家屋の被災状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入れの促進を図ります。

〔参考〕 その他災害に係る個人救済措置

就業の斡旋、失業保険金の支給特別措置、放送受信料の免除、小包郵便料金の免除等各種の制度が、法律等により定められています。

1 租税の徴収猶予及び減免等の対策（国税庁）	(1) 国税の徴収猶予及び減免等	ア 災害等による期限の延長 国税通則法第11条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めることによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認めるときは、国税庁長官、国税局長及び税務署長は、当該期限を延長することができる。
		イ 災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等 「災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等に関する法律」の規定に基づき、風水害、落雷、火災その他これに類する災害による被害者の納付すべき国税の軽減もしくは免除、その課税標準の計算もしくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に関する特例については、他の法律の定めのある場合を除いて、この法律の定めるところによる。
2 金融対策（東海財務局津財務事務所、日本銀行名古屋支店）	(1) 金融機関に求める特別措置 東海財務局津財務事務所及び日本銀行名古屋支店は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。	ア 災害関係の融資に関する措置 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずる。
		イ 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置 預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の預貯金払戻の利便を図る。 また、事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に应ずる等の適宜の措置を講ずる。
		ウ 手形交換、休日営業等に関する措置 災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮する。 また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預貯金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずる。 エ 営業停止等における対応に関する措置 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。

	(2) 保険会社に求める特別措置 東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、保険会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。	ア 保険金等の支払いにかかる便宜措置 保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り適宜措置を講ずる。
		イ 保険金の支払い及び保険料の払込猶予に関する措置 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。
		ウ 営業停止等における対応に関する措置 保険会社において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。
	(3) 証券会社に求める特別措置 東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関との緊密な連絡を取りつつ、証券会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。	ア 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜を図る。
		イ 有価証券喪失の場合の再発行手続きについて協力する。
		ウ 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置を図る。
		エ 窓口業務停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知する。
		オ その他、顧客への対応について十分配慮する。
	3 雇用対策（三重労働局）	ア 通勤地域における適職求人の開拓 ①職業転職者に対して常用雇用求人の開拓を実施する。 ②復旧までの間の生活確保を図るため、日雇求人の開拓を実施する。
		イ 巡回職業相談所、臨時職業相談所の開設 ①災害地域を巡回し、職業相談を実施する。 ②避難場所等に臨時相談所を設け、職業相談を実施する。
		ウ 雇用保険求職者給付 「激甚災害に対処するための特別財務援助等に関する法律」の適用により雇用保険求職者給付を行う。
	4 郵便業務にかかる災害特別事務取扱い援護対策	ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付する。
		イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。 ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

施策1 被災者支援と暮らしの再建

4-1-10：早期再建のための相談窓口の設置

◆活動の取り組み主体

市：環境生活部，健康福祉部，産業文化部，全ての部局

◆活動の基本方針

- 相談窓口を設置し、被災者への税・保険料等の減免、雇用対策、離職者の生活・再就職支援、被災者の心と身体健康支援等を行います。

◆活動の項目

早期再建のための相談窓口の設置

1. 相談窓口の設置と相談員の確保

▶ 具体的な取り組み

1. 相談窓口の設置と相談員の確保

- 災害対策基本法第8条第2項第17号の規定により、被災者の人心の安定と暮らしの早期再建のため相談窓口を設置します。
- 様々な相談に応じるため、関係機関と連携し、専門的な知見を有する相談員を確保します。また、必要に応じて専門の窓口を案内します。

施策1 被災者支援と暮らしの再建

4-1-11：中小企業等の再建支援

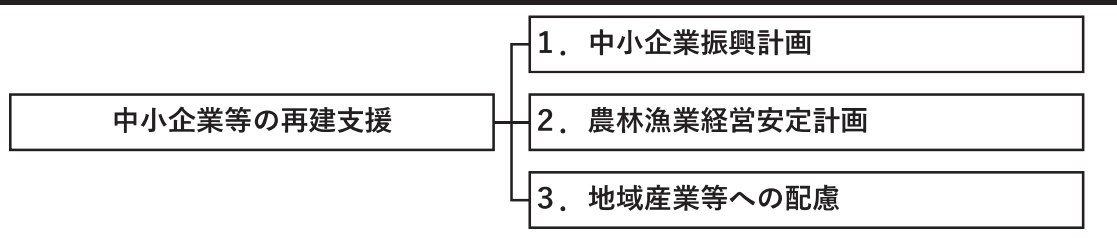
◆活動の取り組み主体

市：産業文化部

◆活動の基本方針

- 農林漁業関係者、商工業関係者等に対する融資措置等の相談窓口の設置し、各種制度の情報提供等を行います。

◆活動の項目



▶ 具体的な取り組み

1. 中小企業振興計画

- 本市は、市内の商工業者が、地震災害により経営の状態が著しく悪化し、自己資金による再建が困難となった場合は、相談窓口を設置し、以下の融資に関する援助指導等を実施します。
- 本市は、罹災証明書の交付を行います。
- 災害の状況から、必要に応じ、融資相談所を設けます。
- 事業資金のうち設備関係資金については、(株)日本政策金融公庫、三重セーフティネット等の利用を促進します。
- 運転資金については、政府関係金融機関とともに、民間金融機関である銀行、信用金庫等に申し込む等の助言をします。

2. 農林漁業経営安定計画

- 本市は、被災農林漁業者の経営回復のため、相談窓口を設置し、融資制度を利用する指導、助言するものとし、農林漁業の生産力の維持増進に努めます。
- 本市は、罹災証明書の交付を行います。
- 本市は、被災農林漁業者に対し、農林漁業の生産力増進、災害復旧等に必要な長期的かつ低利の資金を(株)日本政策金融公庫や県等の融資制度のうち、災害復旧に利用可能なものを紹介します。
- 本市は、天災融資法による災害経営資金に対し、利子補給を行い、再生産確保のための経営資金等を融通するものとします。

《行動計画編》

第2章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

テーマ4 暮らしの再建と復興に向けた準備に取り組む〔復興のためにすべきこと〕

ビジョン
編

行動
計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

テーマ4
復興

第3章

第4章

第5章

テーマ4 暮らしの再建と復興に向けた準備に取り組む〔復興のためにすべきこと〕
施策1 被災者支援と暮らしの再建

3. 地域産業等への配慮

- ☐ 産業団体等関係機関と連携して市内事業所の被災状況を把握し、支援の方針を検討し、被災中小企業等に対する援助や助成を実施します。
- ☐ 地域産業や商店街に配慮し、内外経済の潮流等を踏まえ、基盤整備等により地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講じます。

施策2 復興方針の策定

4-2-1：激甚災害の指定

◆活動の取り組み主体

市：統括部、全ての部局

◆活動の基本方針

- 激甚災害該当すると思われる場合に、災害の状況を速やかに調査し実情を把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置します。

◆活動の項目

激甚災害の指定

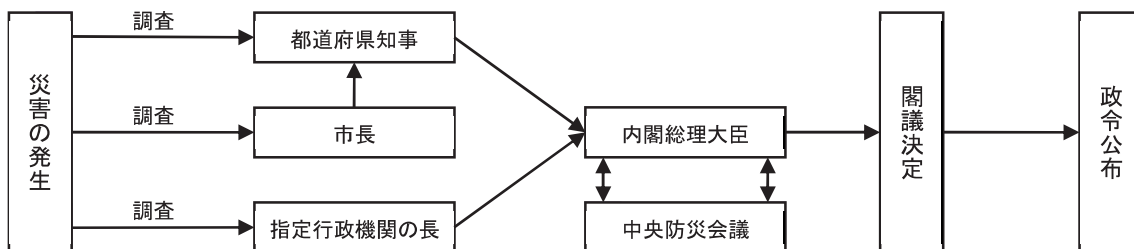
1. 激甚災害の指定

▶ 具体的な取り組み

1. 激甚災害の指定

- 災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生し、被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という）に基づく指定基準に該当すると思われる場合には、本市及び県は、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう、互いに連携して災害の状況を速やかに調査し実情を把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置します。

（1）激甚災害の指定手続き



（2）激甚災害にかかる財政援助措置の主な対象事業

事業名	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法3条	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律3条1項
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法3条	同上3条1項
公営住宅災害復旧事業	公営住宅法8条	同上3条1項
農林水産業施設災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律3条	同上5条

《行動計画編》

第2章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

テーマ4 暮らしの再建と復興に向けた準備に取り組む〔復興のためにすべきこと〕

ビジョン編
行動計画編
第1章
第2章
テーマ1 災害前
テーマ2 災害前
テーマ3 発災後
テーマ4 復興
第3章
第4章
第5章
テーマ4 暮らしの再建と復興に向けた準備に取り組む〔復興のためにすべきこと〕
施策2 復興方針の策定

都市施設災害復旧事業 (街路・公園・流域下水道・公共下水道・都市下水路)	建設省都市局長通達都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	—
生活保護施設災害復旧事業	生活保護法 75 条	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 3 条 1 項
児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法 52 条	同上 3 条 1 項
老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法 26 条	同上 3 条 1 項
身体障害者更生援護施設災害復旧事業	身体障害者福祉法 37 条・37 条の 2	同上 3 条 1 項
知的障害者援護施設災害復旧事業	知的障害者福祉法 25・26 条	同上 3 条 1 項
感染症指定医療機関災害復旧事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	同上 3 条 1 項
感染症予防事業	〃	同上 3 条 1 項
堆積土砂排除事業	予算補助	同上 3 条 1 項
湛水排除事業	—	同上 3 条 1 項・10 条
天災による被害農林漁業者等に対する資金融通	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法 3 条	同上 8 条 1 項
中小企業信用保険法による災害関係保証	中小企業信用保険法 3 条	同上 12 条
中小企業近代化資金等助成法による貸付金	小規模企業者等設備導入資金助成法 3 条 1 項	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 13 条
事業協同組合等施設災害復旧事業	—	同上 14 条
中小企業者に対する資金の融通	—	同上 15 条
公立社会教育施設災害復旧事業	—	同上 16 条
私立学校施設災害復旧事業	—	同上 17 条
水防資材費	水防法 33 条の 2	同上 21 条
罹災者公営住宅建設事業	公営住宅法 8 条 1 項	同上 22 条
産業労働者住宅建設資金の融通	—	同上 23 条
上水道・簡易水道災害復旧事業	予算補助	予算補助
公共下水道・流域下水道災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 3 条	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 3 条
都市下水路災害復旧事業	同上	同上
し尿処理施設災害復旧事業	予算補助	同上
ごみ処理施設災害復旧事業	同上	同上
災害清掃費	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 22 条	同上
火葬場災害復旧事業	予算補助	同上
公的医療機関災害復旧事業	予算補助	予算補助
災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付	災害弔慰金の支給等に関する法律 7 条	同上
災害特例債	—	小災害特例債、歳入欠かん債災害対策債
交付税措置	災害に伴う普通交付税の繰上げ交付	

施策2 復興方針の策定

4-2-2：復興体制の構築と復興計画の策定

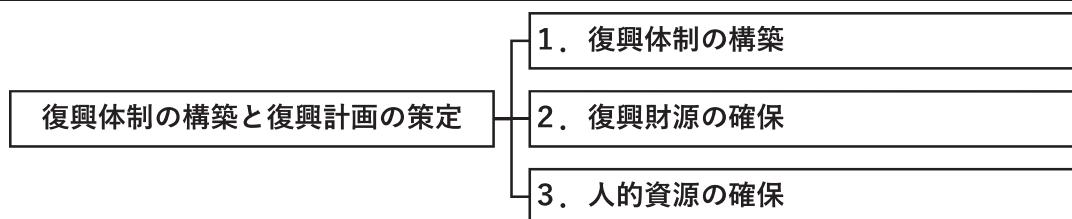
◆活動の取り組み主体

市：松阪市震災復興本部(仮称)、全ての部局

◆活動の基本方針

- 復興体制を構築し、復興計画を策定します。

◆活動の項目



▶ 基本的な考え方

- 従来の復興の枠組みは災害の発生後に特別法が制定されることにより対応されてきましたが、平成25年に「大規模災害からの復興に関する法律（以下、「復興法」という。）」が公布・施行されたことにより、「特定大規模災害」時においては、特別法の制定を待たずして迅速な復興計画の策定が可能となりました。
- 復興とは、災害を前提としたまちづくりであり、地域に根付いた取り組みであることから、住民の意向を尊重する必要があります。
- そのため、復興計画を策定しようとするときは、公聴会の開催等、住民の意見を反映するために必要な措置を講じなければならないとされています。したがって、住民意見を復興計画に反映させる手法等についてはあらかじめ検討しておく必要があります。

▶ 具体的な取り組み

1. 復興体制の構築

- 復興法に規定する「特定大規模災害」が発生した場合、本市の総合的な復興対策を指揮する「松阪市震災復興本部(仮称)」を設置します。
- 復興法に基づく必要な支援措置を受けるための「松阪市復興計画(仮称)」を策定するものとします。
- 復興計画の策定にあたっては、関係者で構成する策定委員会の設置や住民参加の機会を確保することに配慮する等、計画の策定にあたって必要な取り組みを進めます。
- 計画の復興目標年度は、災害の規模を勘案し、早期に決定します。
- 計画においてはその区域や本市の人口の現状及び将来見通し、土地利用に関する基本方針、地域経済の再建に関する事業等について記載します。

《行動計画編》

第2章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

テーマ4 暮らしの再建と復興に向けた準備に取り組む〔復興のためにすべきこと〕

- 復興計画への記載項目や内容等について、「三重県復興指針」を参考として、復興まちづくり、復興方針、復興財源の確保、人材の確保等を事前検討に努めます。

2. 復興財源の確保

- 復旧・復興事業の実施に必要な経費を調査し、財政需要見込額を把握します。
- 見込額に基づいて他事業の抑制等により財源の確保を図るとともに、激甚災害の指定、復旧・復興にかかる補助や起債措置、交付税措置等、必要となる支援を国・県に対して要望します。
- 必要に応じて復興基金の設立にかかる検討・協議を国・県と行います。

3. 人的資源の確保

- 復興計画の策定や復興事業の実施にあたっては中長期的な職員不足が懸念されるため、国・県に対し、復興法及び地方自治法の規定による派遣要請及びあつせんを求めます。

ビジョン
編

行動
計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

テーマ4
復興

第3章

第4章

第5章

テーマ4
暮らしの再建と復興に向けた準備に取り組む〔復興のためにすべきこと〕
施策2 復興方針の策定

施策2 復興方針の策定

4-2-3：復興事業の実施

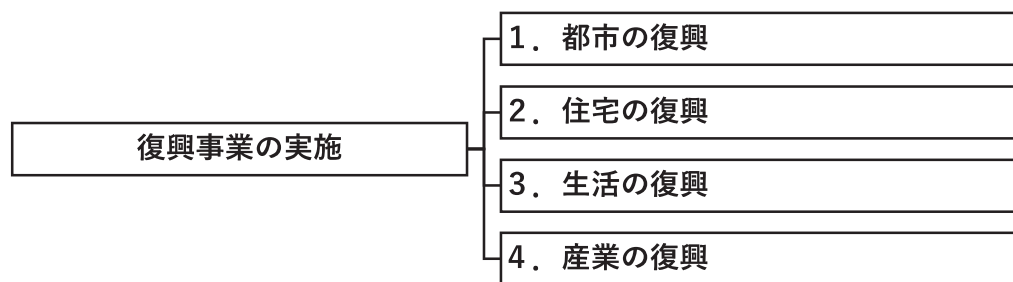
◆活動の取り組み主体

市：松阪市震災復興本部(仮称)、全ての部局

◆活動の基本方針

- 復興事業を実施し、都市及び市民生活の再建に努めます。

◆活動の項目



▶ 具体的な取り組み

1. 都市の復興

- 本市は、災害復興に関する部局を設置し、当該部局を中心に市復興計画（仮称）に基づき復興事業を進めます。
- 被災した市街地で土地区画整理の必要がある場合は、建築基準法第84条による1か月間（必要な場合は、更に1か月を超えない範囲内において延長することができる）の建築制限区域の指定を行います。なお、指定した場合には適切な周知と丁寧な説明を行います。
- 都市復興において市街地の再編等が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法第5条の規定を活用し、被災市街地復興推進地域を指定し、最長で2年間建築行為等の制限を行います。

2. 住宅の復興

テーマ4「4-1-9：生活資金等の支給・融資」に準じます。

3. 生活の復興

テーマ4「4-1-10：早期再建のための相談窓口の設置」に準じます。

4. 産業の復興

テーマ4「4-1-11：中小企業等の再建支援」に準じます。